

平成 30 年度 事業計画

市民及び事業所関係者における防火意識の普及啓発、防火・防災に対する育成を行うことにより、防火・防災管理体制と危険物の安全管理体制の強化促進に取り組み、「災害に強いまちづくりを築き、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与すること」の達成に努めるとともに、公益社団法人として、公益目的事業である普及啓発事業及び講習事業を中心に事業の着実な推進を図る。

I 公益目的事業

1 防火思想普及啓発事業

市民及び事業所の防火・防災意識の向上を図る目的として、次の事業を実施する。

- (1) 秋・春の全国火災予防運動期に、火災予防を市民に広く呼びかけ、火災予防運動啓発ポスターを配布する。
- (2) 住宅火災による死傷者の減少及び被害の軽減並びに市民に対する防火意識の高揚を図るとともに住宅用火災警報器の設置促進を図る。
- (3) 火災予防普及啓発イベントを各消防署ごとに実施する際に支援し、防火・防災意識の向上を図る。
- (4) 消防機関の防火・防災対策等の取り組み記事、消防関係法令の改正解説や各種講習日程など掲載する機関誌「会報」を発行する。
- (5) 防火・防災の心得を載せた暦を作成する。
- (6) 危険物安全週間に併せ、危険物の安全確保のため、危険物施設事業所管理者及び危険物取扱者等を対象とした研修会を実施する。(年 1 回)
- (7) 団体生活を通じ防火・防災知識と災害時の行動力を習得し、地域防災の担い手を育成することを目的とした、少年消防団活動の一環として消防防災関連施設の県外研修活動を主催する。
- (8) 危険物に対する安全管理と防火対象物における防火管理に努め、特に顕著な功労のあった事業所及び個人の表彰を実施する。

2 講習事業

(1) 危険物取扱者に関する講習

ア 甲種危険物取扱者試験準備講習	年 3 回
イ 乙種第 4 類危険物取扱者試験準備講習	年 17 回
ウ 給油取扱所危険物取扱者保安講習会	年 9 回
エ その他の施設危険物取扱者保安講習会	年 17 回

(2) 防火・防災管理に関する講習(27 回)

ア 甲種防火管理新規講習	年 16 回
イ 甲種乙種併催防火管理新規講習	年 2 回
ウ 防火・防災管理新規講習	年 5 回
エ 防災管理新規講習	年 2 回
オ 甲種防火管理再講習	年 2 回

(3) 防火対象物点検資格者に関する講習(7 回)

ア 防火対象物点検資格者講習	年 1 回
----------------	-------

イ 防火対象物点検資格者再講習 年 6回

II その他法人の目的を達成するために必要な事業

1 諸会議の開催

(1) 総会・理事会等の開催

2 関係団体との緊密な連携

(1) 埼玉県、消防局及び関係団体との連携を密にし、協会事業の円滑な推進を図る。

(2) 全国の消防防災法人団体との情報交換を行う。

3 「会員増加」の促進を図る。